

岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金交付要綱

(令和4年3月17日 制定 流第354号)

(令和7年3月10日 一部改正 流第425号)

(目的)

第1 県産畜産物の輸出拡大及び生産・加工・流通体制の強化を図るため、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱(令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)別表1に規定する事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)が同表に規定する事業(以下「補助事業」という。)を行う場合に要する経費又は事業実施主体が同表に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する補助事業の区分、事業実施主体、経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区分	事業実施主体	経費	補助額
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業の事業実施主体のうち(3)から(8)までのいずれかに該当する者	国交付等要綱別表1の事業内容欄の3に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	経費の1/2に相当する額以内の額
肉骨粉利用促進事業	国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業の事業実施主体	国交付等要綱別表1の事業内容欄の6に規定する事業を行う場合に要する経費	経費の1/2に相当する額以内の額

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 交付金額の変更
- (3) 事業実施主体の名称の変更
- (4) 事業の中止又は廃止
- (5) 同一の施設及び設計単位ごとに工事費の各費目相互間における30%を超える増減及び工事雑費以外の経費から工事雑費への流用

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 知事(輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業にあつては広域振興局長。以下「知事等」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当

該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第6 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月31日における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業遂行状況報告書(様式第7号)により、知事等に報告しなければならない。

- 2 知事等は、前項に定めるもののほか、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(前金払)

第7 知事等は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金前金払請求書(様式第8号)を知事等に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

別表（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定 による書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大 事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事等が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項 第1号、第2号及 び第3号の規定に より承認を受ける 場合の書類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大 事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事等が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更（中止、廃 止）の理由が生 じた日から15 日以内
規則第13条第1 項の規定による書 類	岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡大 事業費補助金請求（精算）書 1 岩手県食肉等流通構造高度化・輸出拡 大事業実績報告書 2 事業実績書 3 収支精算書 4 その他知事等が必要と認める書類	第5号 第6号 第2号 第3号	1部 1部 1部 1部	事業完了後10 日以内又は3 月31日のいづ れか早い日